

「普通預金(教育資金贈与非課税口)」のご利用に係る留意点

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

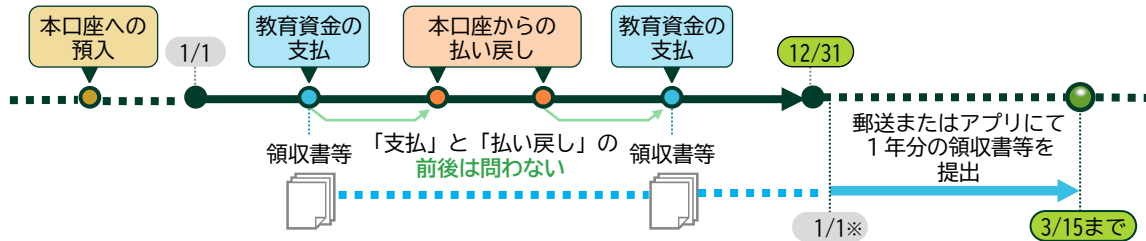
「普通預金(教育資金贈与非課税口)」(以下、「本口座」といいます)からのご預金の払い戻しと、教育資金の支払に係る領収書等のご提出について、ご留意いただきたい点をご連絡申し上げます。

1. 本口座からの払い戻しおよび領収書等のご提出について

- 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」(以下、「本措置」といいます)の対象となる**教育資金の支払**をされた場合、その支払に係る領収書等の日付が属する年の**12月31日まで**(銀行休業日の場合はその前営業日まで)に本口座から**払戻手続**をしていただく必要があります。払戻手続がお済みでない場合は、上記期間までにお手続きいただきますようお願いいたします。
- 本措置の適用を受けるためには、郵送の場合は、その支払に係る領収書等に記載された支払日の属する年の**翌年1月1日から3月15日までに**、電磁的記録(「まなび想い領収書提出アプリ」)の場合は、別途通知する受付開始日からその支払に係る領収書等に記載された支払日の属する年の**翌年3月15日までに**当該領収書等をご提出いただく必要があります。

※ご提出いただく領収書等には、所定の要件があります。くわしくは、裏面をご確認ください。

領収書等を、領収書ごとに記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日までにまとめて金融機関等へ提出



※まなび想い領収書提出アプリでご提出の場合は、当行が通知する受付開始日から提出

【その他ご留意点】

- **ご預金者が、成人になられている場合には、ご預金者本人にお手続きいただきます**(別途代理人指名のお手続がある場合を除く)。成人になられた際には、当行に届出させていただく必要がございますので、当行本支店窓口でお手続をお願いします。
- 本口座からの年内の払戻分について、払戻手続を行った年の翌年に、当該払戻資金をもって教育資金としての支払を行った場合には、当行に当該領収書等を提出いただいても、本措置の対象外となりますので、ご注意ください。
- 「普通預金(教育資金贈与非課税口)」に関する特約が終了した場合は、上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までに、当該領収書等をご提出いただく必要があります。

2. 非課税の適用を受けられる金額(教育資金支出額)について

- 本措置に基づき、非課税の適用を受けられる金額(教育資金支出額)は、**毎年1月1日から12月31日の本口座からの払い戻しをされた金額と、同年中の教育資金のお支払に係る領収書等の金額のいずれか低い金額**となります。支払額を超えた払戻額については、本口座の契約終了時に、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。

例	本口座からの払戻金額と実際のお支払金額が異なるケース	学校等へのお支払が優先して記録されるケース
	<p>払戻額 > 支払額の場合 【払戻額】 【支払額】</p> <p>実際に口座から払い戻しをされた金額 (領収書ベース) 非課税の適用金額 (教育資金支出額)</p>	<p>学校等へのお支払が優先して記録されるケース</p> <p>図の場合では、学校等以外(塾等)へお支払をされた教育資金400万円のうち、300万円が非課税の適用金額となります。学校等以外へのお支払は500万円が限度のため、残りの非課税枠は200万円となります。</p> <p>【払戻額】 800万円 【支払額】 900万円 非課税の適用金額 (教育資金支出額) 500万円</p> <p>学校等以外へのお支払い(500万円が限度)されたもの 学校等へのお支払い(200万円が限度)されたもの</p>

3. 「領収書等」の要件について

(1) 「領収書等」とは、下記の定義に当てはまるものをいいます。

- ① 教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書（以下、「領収書」といいます）
- ② その他の書類または記録で教育資金の支払の事実を証するもの（以下、「支払の事実を証する書類」といいます）

(2) 「領収書等」は、預金者さまの「教育資金」（※1）として「学校等」または「学校等以外のもの」（※2）に直接支払った事実を証する内容である必要があります。

※1 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金

※2 租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者

領収書等に以下の①～⑥が記載されていることを、ご確認ください。

	記載事項	補足説明
①	支払日付	該当年分であることをご確認ください。
②	金額	—
③	摘要（支払内容）	学校等以外への支払の場合、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分〇料として（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。
④	支払者（宛名）	原則受贈者名である必要がありますが、保護者等の名義で発行されたものも可能です。
⑤	支払先の氏名（名称）	支払先が補記する場合、実際の支払先の氏名（名称）をお書きください。
⑥	支払先の住所（所在地）	支払先の住所（所在地）の記載が原則必要ですが、学校等への支払の場合に限り住所（所在地）の記載がなくても問題ありません。また、学校等以外への支払の場合、受贈者（法定代理人）が住所（所在地）を補記した上で、署名または押印する取扱も認められています。

- 提出書類が「領収書」の場合は、「まなぶ想い領収書提出アプリ」でご提出される場合を除き、**「原本」のご提出**が必要です。ご提出いただいた領収書等は、**原則返却できませんので、ご提出いただく前にあらかじめ写し（コピー）を保管**してください。アプリでご提出された領収書等は、再提出をお願いする場合がございますので、**原本をお手元に大切に保管**してください。
- 上記の記載事項を満たすものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。ただし、**支払が振込や引き落とし等の場合、支払記録だけでは上記の項目がわからない場合には振込依頼文書等をあわせて添付**していただく必要があります。また、同一の支払に関する重複提出（過去提出分を含む）がないことを、**ご確認ください**。

(3) 学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合、「領収書等」に加え、「学校等の書面」※3をご提出いただく必要があります。

※3 年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」、「教科書購入票」、「シラバス（講義要領）」等、学校等が業者を通じての購入や支払を保護者に依頼している書面です。なお、書面には「**学校等の名称**」、「**用途・費目**」が記載されていることが必要です。年月日については原則として必要ですが、年月日の記載がなくても無効とはなりません。

(4) 「請求書」は「領収書等」に該当しませんので、ご注意ください。

(5) 下記の要件に該当する「領収書等」は受理できませんので、ご注意ください。

- ① 「領収書等」の支払日付が属する年の翌年3月15日（銀行休業日の場合はその翌営業日）の翌日以降に、当行に当該「領収書等」を提出された場合
- ② 「領収書等」の支払日付が非課税措置を受けるための口座に最初に預け入れした日より前の場合
- ③ 「領収書等」の支払日付が普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約終了日より後の場合

4. 契約期間中に贈与者がお亡くなりになられた場合

- 本口座の契約期間中に贈与者がお亡くなりになられた場合、受贈者は、贈与者がお亡くなりになられた事実を知ったときには、速やかに、贈与者が死亡した旨を、当行（本口座のお取引店）に届け出る必要があります。贈与者がお亡くなりになられた日以前に支払われた教育資金に係る領収書等で**未提出のものがある場合、速やかにご提出**ください。
- 贈与者が死亡した場合、受贈者が贈与者から贈与された資金について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡した日における「**管理残額※**」が贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続財産に加算されます。なお、受贈者が孫等である場合、2021年4月1日以降に取得した資金については2割加算の対象となります。
※「管理残額」とは、申告した金額（非課税拠出額）から教育資金として払い出したことが確認された金額（教育資金支出額。訂正があった場合は訂正後の金額となります。）を控除した残額のことです。贈与者が複数名いる場合は、贈与者毎の非課税拠出額で按分計算します。
- 2019年3月31日以前に贈与された資金については、課税されません。
- 2019年4月1日から2021年3月31日に取得した資金については、死亡前3年以内に贈与された資金のみ相続税の課税対象となります。
- 贈与者の死亡の日において、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、課税されません。（2023年4月1日以降に贈与された資金かつ贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合を除く）
- 相続税の具体的な取扱いや申告等については、受贈者ご自身で税務署または税理士にご確認ください。

5. 「教育資金の範囲」について

本措置の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲、領収書等のご提出にあたっては、**以下の文部科学省ホームページや本資料**をご確認いただくか、税理士にご確認ください。当行の贈与書類受付センターでもお電話にてご相談を承ります。

【文部科学省HP「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm
【贈与書類受付センター】 TEL：0120-321-414 <受付時間> 平日 9：00～18：00（土日・祝日・12/31～1/3を除く）